

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

区長決裁	平成15年10月	1日	
部長決裁	平成19年12月	28日	改定
部長決裁	平成22年	4月	1日 改定
部長決裁	平成29年	4月	18日 改定
部長決裁	平成30年	3月	30日 改定
部長決裁	令和元年	12月	23日 改定
部長決裁	令和3年	5月	27日 改定
部長決裁	令和4年	12月	10日 改定
部長決裁	令和7年	3月	3日 改定
課長決定	令和7年	12月	25日 改定

(目的)

第1条 この要領は、介護サービス等（介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス及び送迎・通院を含む）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から本区介護保険課へ報告を行うことで、賠償を含めた事故の速やかな解決を図るとともに、事業者自らが提供するサービスを見直し、再発防止のための体制を構築することを促す契機とし、事業者のサービスの質の向上に資することを目的とする。

(通則)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく諸基準（別表1）の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者が死亡（病気、老衰等を除く）、けが等により、身体的又は精神的被害を受けた場合

死亡、けが等の報告に当たっては、次のア、イに掲げる事項に留意すること。

ア 事業所によって「被害又は影響が極めて微小」と判断された内容であれば、報告を要さないものとするができる。

イ 医療機関を受診したが、異常が認められなかった、若しくは治療が不要だった場合、報告を要さない。

(2) 感染症又は食中毒の発生

感染症又は食中毒の発生に伴う報告に当たっては、次のア、イに掲げる事項に留意すること。

ア 感染症又は食中毒に利用者が1名でも罹患した場合、報告を要する。ただし、5類感染症（定点把握疾患）については、利用者10名以上もしくは定員の半数以上に発生した場合及び死亡者もしくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合に限り報告を要する。

イ 利用者への感染がない場合、報告を要さない。

(3) 誤薬・与薬漏れ等及び離設があった場合

(4) 地震等の自然災害、火災又はそれに類する災害の発生により介護サービス等の提供に支障が生じた場合

(5) 利用者又は家族等に関する個人情報の漏洩、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生した恐れがある場合

(6) 犯罪行為及び暴力行為、それに類する行為が行われた場合

(7) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 前項にかかわらず、「利用者又はその家族からの苦情に発展する可能性」がある場合及び本区より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条 事業者は、事故発生後、「事故報告書」(別記第1号様式および別記第2号様式)または電子申請により、次に掲げる事項について報告を行うものとする。ただし、途中経過の報告も含め、本条に定める報告事項が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

(1) 提出日、事故状況の程度、死亡に至った場合死亡年月日

(2) 法人名、事業所(施設)名、所在地、事業所番号、サービス種別

(3) 対象者の氏名、年齢、被保険者番号、サービス提供開始日、保険者、住所、要介護度、認知症高齢者日常生活自立度

(4) 事故の概要

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 事故の種別

エ 発生時状況、事故内容の詳細

オ 特記すべき事項

(5) 事故発生時の対応

ア 発生時の対応

イ 受診方法、受診先、診断名、診断内容、検査、処置等の概要

(6) 事故発生後の状況

ア 利用者の状況

イ 家族等への報告 報告した家族等の続柄、報告年月日

ウ 連絡した関係機関(連絡した場合のみ)

エ 本人、家族、関係先等への追加対応予定

(7) 事故の原因分析

(8) 再発防止策

(9) 損害賠償等の状況

(10) その他特記すべき事項

(報告の対象)

第5条 事故報告は、事故当事者である介護サービス等利用者が、本区の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が本区内の場合とする。

(報告の手順)

第6条 事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第4条(1)から(6)までの内容について、事故報告書または電子申請により、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に本区介護保険課に報告する。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条(7)から(10)までの内容を含む最終報告を1か月以内に事故報告書または電子申請により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第4条(7)から(10)までの内容についても、第

一報の事故報告書に記載するものとする。

(区における対応)

第7条 区は、報告を受けた場合は、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が本区の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

附則

この要領は、平成15年10月1日より施行する。

この要領は、平成19年12月28日より施行する。

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

この要領は、平成29年4月18日より施行する。

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

この要領は、令和2年1月6日より施行する。

この要領は、令和3年6月1日より施行する。

この要領は、令和5年1月4日より施行する。

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

この要領は、令和8年1月5日より施行する。

別表1

基準	条項	内容
東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例111号)	第39条	指定訪問介護事業者の事故報告
	第41条の3	共生型訪問介護事業者の事故報告
	第46条	基準該当訪問介護事業者の事故報告
	第58条	指定訪問入浴介護事業者の事故報告
	第62条	基準該当訪問入浴介護事業者の事故報告
	第78条	指定訪問看護事業者の事故報告
	第88条	指定訪問リハビリテーション事業者の事故報告
	第97条	指定居宅療養管理指導事業者の事故報告
	第145条	指定通所リハビリテーション事業者の事故報告
	第167条	指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第180条	ユニット型指定短期入所生活介護事業者の事故報告
	第180条の3	共生型短期入所生活介護事業者の事故報告
	第187条	基準該当短期入所生活介護事業者の事故報告
	第203条	指定短期入所療養介護事業者の事故報告
	第215条	ユニット型指定短期入所療養介護事業者の事故報告
	第236条	指定特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第247条	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
第262条	指定福祉用具貸与事業者の事故報告	
第264条	基準該当福祉用具貸与事業者の事故報告	
第275条	指定特定福祉用具販売事業者の事故報告	
第110条の3	指定通所介護事業者の事故報告	
豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (平成25年3月25日条例第12号)	第41条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の事故報告
	第60条	夜間対応型訪問介護事業者の事故報告
	第109条	指定小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第129条	指定認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告

	第150条		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第203条		指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第60条の18		指定地域密着型通所介護事業者の事故報告
	第60条の38(第60条の18準用)		指定療養通所介護事業者の事故報告
	第81条(第60条の18準用)		指定認知症対応型通所介護事業者の事故報告
	第176条		指定地域密着型介護老人福祉施設の事故報告
	第190条(第176条準用)		ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の事故報告
豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例 (平成30年3月27日条例第21条)	第31条		指定居宅介護支援事業者の事故報告
	第34条(第31条準用)		基準該当居宅介護支事業者の事故報告
東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第41号)	第38条		指定介護老人福祉施設の事故報告
	第52条(第38条準用)		ユニット型指定介護老人福祉施設の事故報告
東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第42号)	第38条		介護老人保健施設の事故報告
	第53条(第38条準用)		ユニット型介護老人保健施設の事故報告
東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成30年3月30日条例第51号)	第38条		介護医療院の事故報告
	第53条(第38条準用)		ユニット型介護医療院の事故報告
東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年3月30日条例第39号)	第27条		養護老人ホームの事故報告
東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第114号)	第31条		軽費老人ホームの事故報告
東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (平成24年10月11日条例第112号)	第54条の9	第54条の9準用	指定介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告
	第62条		基準該当介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告
	第74条		指定介護予防訪問看護事業者の事故報告
	第84条		指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の事故報告
	第93条		指定介護予防在宅療養管理指導事業者の事故報告
	第123条		指定介護予防通所リハビリテーション事業者の事故報告
	第142条		指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第159条		ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第164条の3		共生型介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第171条		基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告
	第181条		指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告
	第196条		ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告
	第217条		指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第234条		外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告
	第248条		指定介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告
第253条	基準該当介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告		
第262条	指定特定介護予防福祉用具販売事業者の事故報告		

豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (平成25年3月25日条例第13号)	第38条	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故報告
	第66条(第38条準用)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告
	第87条(第38条準用)	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告
豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成27年3月20日条例第14号)	第28条	指定介護予防支援事業者の事故報告
	第34条(第28条準用)	基準該当介護予防支援事業者の事故報告

事故報告書 (事業者→豊島区)

第1号様式

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

□ 第1報 □ 第__報 □ 最終報告 提出日：令和 年 月 日

1事故状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡(外来・往診) <input type="checkbox"/> その他()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	令和		年		月		日				
2事業所の概要	法人名											
	事業所(施設)名						事業所番号					
	サービス種別											
	所在地											
3対象者	氏名・年齢	氏名				年齢			被保険者番号			
	サービス提供開始日	令和		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他()										
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立									
4事故の概要	発生日時	令和		年		月		日	時	分	秒	分項(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細											
	特記すべき事項											
	発生時の対応											
5事故発生時の対応	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他()										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他()										
	検査、処置等の概要											
6事故発生後の状況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他()									
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	報告年月日	令和		年		月		日			
	本人、家族、関係先等への追加対応予定	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 自治体名() 警察署名() 名称()										
7事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)											
8再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)											
9損害賠償等の状況												
10その他特記すべき事項												
担当者名								電話番号				

